

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月23日

独立行政法人 日本貿易振興機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、「独立行政法人日本貿易振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な内容が定められているもののうち自動車の購入については、従来から購入ではなくリース契約を締結しているところであるが、契約の際は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)の基準を満たす車両を用いることとしている。

また、同じく具体的な内容が定められているもののうち電気の調達に関して、当法人の本部については民間ビルの区分所有であることから、独自に電気の供給を受ける契約を締結することは困難であるが、本部以外で電気事業者との直接契約が可能な建物については、平成20年度内に裾切り契約の導入の可能性を検討する。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

平成19年度における、物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。

平成20年度においては、引き続きグリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施するとともに、上記実施計画に基づき、室温調整を行なう等、温室効果ガスの排出の削減に努める。